

平成29年12月28日

会 員 様

福岡東労働基準協会
会 長 長江 利高

「転倒予防と足場組立時災害対策と

安全配慮義務(長時間労働)」研修会について(ご案内)

平素より本協会事業に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働災害の発生状況は、ここ数年、一進一退を続けている現状の中、滑ったり、つまずいたり、踏み外したりの「**転倒災害**」も依然として多く発生しています。

また、平成27年7月1日付けで「**足場の組立(うま・脚立足場含む)、解体または変更時のための業務**」を就かせるときは特別教育(高さに関係なく)が必要となりました。

長時間労働により精神疾患を発症し、自殺されたニュースが報道されています。企業には、労働者が安心して仕事ができる環境をつくる義務があるように、労働者にも仕事を安全に行う権利と義務があります。

そこで、「**安全配慮義務(長時間労働)**」等についての研修会を下記の日程で行いますので、多数の参加をお願いいたします。

記

日 時 平成30年2月16日(金)15時から16時30分
講習内容 「転倒予防と足場組立・解体時の安全対策」
福岡東労働基準監督署 尾崎安全衛生課長
「安全配慮義務(長時間労働)」について
福岡東労働基準監督署 中山第一方面主任監督官
締め切り 平成30年2月5日(月) 先着50名
会 場 古賀市商工会議所 3階
参加料 無料

※参加希望される方は、福岡東労働基準協会(Tel.943-0321)までお知らせ下さい。

以上